

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
情-I-059	暗号運用の検討に係る技術支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年12月19日(金)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年11月27日（木）12:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項、装備品等秘密の保全に関する特約条項、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 入札に関する条件 仕様書1.4.3 a)～d)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.4.2

a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

（提出期限：令和7年 12月 1日（月） 14:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）

(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年 12月 17日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

適合条件

1 条件

本業務では、以下の条件を満たすこと。

(1) 契約相手方は、以下の条件を満たすこと。

- a) 日本国内に本社を有するものとする。
- b) 契約締結後、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)に示す保護すべき情報を取扱う業務を実施するため、防衛省から調達における情報セキュリティ基準の適合を取得していること。
- c) 企業において取り扱う情報資産を適切に保護するために情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を自社で取得しているものとする。
- d) 企業において取り扱う個人情報を適切に保護するために、プライバシーマークの認証を自社で取得しているものとする。

(2) 役務従事者は、以下の条件を満たすこと。

- a) 本役務の従事者は、防衛省・自衛隊のネットワーク・システムの調達、設計及び構築、もしくは技術支援の実績を有するものとする。
- b) 本役務の従事者は、防衛省・自衛隊の装備品に係る調査研究の実績を有するものとする。
- c) 本役務の従事者は、防衛省・自衛隊の訓令及び訓令の運用に関する通達の改正支援の実績を有するものとする。
- d) 業務従事者が本役務を履行するために必要な次の資格又は同等の経験、業績等を有するものとする。
 - 1) 実施責任者 情報処理技術者 (プロジェクトマネージャ) 又は PMP (プロジェクトマネジメントプロフェッショナル) の資格を有すること。
 - 2) その他の業務従事者 以下の資格を有する者を含めること (同一人物が全ての資格を有することを求めるものではない)。
 - 2.1) 情報処理技術者 (ITストラテジスト)
 - 2.2) 情報処理技術者 (システムアーキテクト)
 - 2.3) 情報処理技術者 (ネットワークスペシャリスト)
 - 2.4) 情報処理安全確保支援士又は CISSP
 - 2.5) 情報処理技術者 (システム監査技術者)

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの (形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする)。

提出書類については虚偽が無いものとする。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日（前日が土日祝日の場合は前開庁日）の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和7年12月1日（月）14：00

調達要求番号：

調達仕様書			
件名	暗号運用の検討に係る技術支援役務	仕様書番号	
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和7年11月4日
		作成部署	整備計画局サイバー整備課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、暗号運用の検討に係る技術支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1による。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	耐量子計算機暗号 (PQC)	Post-Quantum Cryptography の訳語であり、量子コンピューターによっても解読困難な暗号アルゴリズムをいう。
2	クリプトアジリティ	組織において使用している暗号アルゴリズムを他の異なる暗号アルゴリズムに迅速に移行できることをいう。
3	クリプト・インベントリ	組織において暗号に係る各種資産の情報を収集・整理したものをいう。
4	秘密	秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項に規定する秘密をいう。

1.3 引用文書等

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、本仕様書と異なる場合は、本仕様書に定める事項を優先する。ただし、契約後、当該文書に改定があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 法令等

- 1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 2) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）
- 3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 4) 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

- 5) 秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（通達）（防防調第4607号。19.4.27）
- 6) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 7) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）
- 8) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第14550号。令和5年7月3日）
- 9) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）（防整サ第14551号。令和5年7月3日）別添「注意」
- 10) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁第137号。令和4年3月31日）（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 11) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）
- 12) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）
- 13) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- 14) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第808号。令和3年1月21日）
- 15) 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下，“防衛生産基盤強化法”）
- 16) 装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）
- 17) 装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（通達）（装装保第4224号。令和6年3月13日）
- 18) 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）（防経装第19072号。26.12.24）
- 19) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号（19.4.27））

1.4 役務実施における必要な条件

1.4.1 組織に関する要求

- a) 契約相手方（契約相手方の連結親会社、連結子会社及び持分法適用会社を含む。）は、防衛省・自衛隊の暗号を実装するソフトウェア及びハードウェアの設計、製造、構築、借上及び維持に係る事業の契約相手方ではなく、本役務の役務期間完了後においても当該事業に従事しないものとする。
- b) 契約相手方は、日本国内に本社を有するものとする。

- c) 契約相手方は、契約締結後、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達) に示す保護すべき情報を取扱う業務を実施するため、防衛省から調達における情報セキュリティ基準の適合を取得していること。
- d) 契約相手方は、企業において取り扱う情報資産を適切に保護するために情報セキュリティマネジメントシステム (I SMS) の認証を自社で取得しているものとする。
- e) 契約相手方は、企業において取り扱う個人情報を適切に保護するために、プライバシーマークの認証を自社で取得しているものとする。

1.4.2 従事者に関する要求

- a) 契約相手方は、本役務の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えるものとする。
- b) 本役務の従事者は、防衛省・自衛隊のネットワーク・システムの調達、設計及び構築、もしくは技術支援の実績を有するものとする。
- c) 本役務の従事者は、防衛省・自衛隊の装備品に係る調査研究の実績を有するものとする。
- d) 本役務の従事者は、防衛省・自衛隊の訓令及び訓令の運用に関する通達の改正支援の実績を有するものとする。

1.4.3 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が本役務を履行するために必要な次の資格又は同等の経験、業績等を有すること。
 - 1) 実施責任者 情報処理技術者（プロジェクトマネージャ）又はPMP（プロジェクトマネジメントプロフェッショナル）の資格を有すること。
 - 2) その他の業務従事者 以下の資格を有する者を含めること（同一人物が全ての資格を有することを求めるものではない。）
 - 2.1) 情報処理技術者（ITストラテジスト）
 - 2.2) 情報処理技術者（システムアーキテクト）
 - 2.3) 情報処理技術者（ネットワークスペシャリスト）
 - 2.4) 情報処理安全確保支援士又はC I S S P
 - 2.5) 情報処理技術者（システム監査技術者）
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対

応できる態勢にあること。

2. 本役務に関する要求

2.1 目的

本役務は、暗号運用に係る検討支援を通じて、防衛省・自衛隊の任務を支える暗号運用の在るべき姿を案出するとともに、在るべき姿に向けた移行を促進することを目的とする。

2.2 本役務の内容

2.2.1 実施計画書の作成

- a) 契約相手方は、本役務に向けて実施計画書（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画、具体的手法及び実施スケジュール）を作成し、要求元に提出する。
- b) 実施計画書に変更が必要な場合は、要求元の下承を得るものとする。

2.2.2 会議体の開催支援

週 1 回を基準として、官側が開催する暗号に関わる会議体の資料準備、当日の進行及び議事整理に係る事務局作業を支援すること。なお、本会議体においては秘密を扱う場合がある。

2.2.3 暗号運用に係る検討支援

2.2.3.1 民間技術動向を踏まえた暗号運用の見直しに係る支援

既存暗号の耐量子計算機暗号（PQC）へのスムーズな移行のため、クリプトアジリティ向上に向けた以下の事項を実施する。

- a) 民間等におけるPQC移行状況の調査
官公庁、民間企業、諸外国軍等におけるPQC移行状況を調査すること。
- b) クリプト・インベントリ構築に資する手法の調査
防衛省・自衛隊における暗号運用状況の可視化を目的とし、クリプト・インベントリ構築に資する手法（調査手法、関連ツール等）を調査すること。
- c) PQC移行ガイドライン（案）の検討
前2項の成果を踏まえ、防衛省・自衛隊の暗号のPQC移行に向けたガイドライン（案）の概案を作成すること。ガイドライン（案）には、移行指針（案）及び移行ロードマップ（案）を含めるものとする。

2.2.3.2 運用ニーズに基づく暗号運用の見直しに係る支援

各種装備品等の運用ニーズに基づく暗号運用の見直しに係る以下の事項を実施する。

- a) 現行及び将来の運用における暗号の運用が課題となる装備品等の抽出
現行及び将来の運用における暗号の運用が課題となる装備品等を各種構想文書の確認、官側へのヒアリング等により把握すること。
- b) 装備品等の暗号運用に係る課題及び解決策の導出
前項で抽出した装備品等について、暗号の運用に係る課題及び解決策を導出すること。

2.2.3.3 暗号の見直しに係る支援

既存暗号に係る官側の各種課題認識を踏まえ、暗号全般の見直しに係る以下の事項を実施する。

- a) 諸外国における暗号体制・機能との比較
諸外国軍における暗号体制・機能を調査し、防衛省・自衛隊に欠落した要素を特定すること。
- b) 暗号に係る課題把握
2.2.2 に示す会議体への参加を通じて、防衛省・自衛隊の暗号に係る課題を把握・整理すること。
- c) 暗号に係る課題の解決策の導出
前2項に係る課題に対する解決策を導出すること。

2.2.3.4 規則改正に係る支援

2.2.3.1, 2.2.3.2 及び 2.2.3.3 の成果を踏まえ、暗号に係る各種規則体系（内部部局所掌規則を基準とする。）検討並びに規則の案出を支援すること。

2.2.4 成果報告書の作成

契約相手方は、本役務の支援成果について成果報告書を作成するものとする。

2.2.5 調整会議

契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区において月1回程度を基準に調整会議を実施し、進捗状況を報告するとともに支援内容の細部を官側と調整するものとする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査

監督・検査については、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4. その他

4.1 提出書類

契約相手方は、表2に示す提出書類を官側に提出し、確認を得るものとする。

表2 提出書類

番号	名称	部数	提出先	提出時期	媒体
1	実施計画書	1部	整備計画局 サイバー整備課	契約締結後 速やかに	電子媒体 (DVD-R)
2	成果報告書	1部	整備計画局 サイバー整備課	納期までに	電子媒体 (DVD-R)
3	知的財産管理報告書	1部	整備計画局	納期までに	電子媒体

番号	名称	部数	提出先	提出時期	媒体
			サイバー整備課		(DVD-R)

4.2 法令等の遵守

契約相手方は本役務の履行に当たり、著作権法等を遵守し、履行すること。

4.3 情報保証

契約相手方は本役務の履行に当たり、防衛省の情報保証に関する訓令、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）、リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）及び情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（通知）を考慮するものとする。

4.4 情報保全等

4.4.1 秘密保全

契約相手方は、本役務の履行において秘密の文書、図画等の取扱いを行う際は、秘密保全に関する訓令、秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）及び取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）により、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。また、本役務の履行により知り得た秘密の内容については、許可なく部外への利用又は公表を行ってはならない。

4.4.2 保護すべき情報の取り扱い

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.4.3 サプライチェーン・リスク対応

- a) 契約相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。
- b) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物品（役務対象物品又は寄託品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

4.5 立入制限区域への立入

契約相手方は、立入制限区域へ立ち入る必要が生じた場合は、官側に申請の上、許可を得なければならない。

4.6 知的財産の取扱い

知的財産権については、次による。

- a) 契約相手方は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約相手方が、前項に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約の相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- c) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。
- d) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物（契約相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物を除く。）の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ。）について、官側に提出したときに、全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、官側に譲渡する。
- e) 契約相手方は、d)項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物について、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。また、契約の相手方は、当該著作物の著作者が契約相手方以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

- f) 官側は、本契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された契約の相手方の固有の技術資料に係る著作物につき、本契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この項において同じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その著作物を防衛省の内部において利用し及び複製することができる。ただし、当該著作物のうち契約の相手方の指定するものの複製を除く。
- g) 官側は、契約相手方から、d)項により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- h) f)項にかかわらず、契約相手方は、官側の使用に供する目的で、d)項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- i) 契約相手方は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書を作成し、納期までに官に提出するものとする。
 - 1) 契約相手方が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）（出願中又は申請中のものを含む。）
 - 2) 官に提出された技術資料に含まれる契約相手方の固有の技術資料及びf)項で定める契約相手方の指定する著作物

4.7 官側における支援

契約相手方は、本役務の履行にあたり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。契約相手方は、官側が保有する資料及びデータの貸与又は閲覧等を受ける場合はその取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

- a) 本役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 本役務に必要なデータの提示
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- d) その他官側が必要と認めたもの

4.8 仕様書に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を契約担当官等と協議するものとする。

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号											
	調 達 要 求 番 号											
	調 達 要 求 年 月 日											
	作 成 部 課	整備計画局サイバー整備課										
	作 成 年 月	令和7年11月 4日										
品 名	暗号運用の検討に係る技術支援											
仕 様 書 番 号												
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防衛省の政策、事業に関する情報</td> <td>政策、規則、事業の概要、計画 予算及び調達に係る情報 官側への助言</td> <td rowspan="3">○ 開発・試験・移行段階においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。</td> </tr> <tr> <td>自衛隊の運用に係る情報</td> <td>自衛隊の暗号体制・態勢及びその計画や運用に係る情報</td> </tr> <tr> <td>装備品の技術的仕様に係る情報</td> <td>暗号に関する装備品の機能及び性能に係る情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p> <p>※細部については別途官側が指示する。</p>			保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	防衛省の政策、事業に関する情報	政策、規則、事業の概要、計画 予算及び調達に係る情報 官側への助言	○ 開発・試験・移行段階においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	自衛隊の運用に係る情報	自衛隊の暗号体制・態勢及びその計画や運用に係る情報	装備品の技術的仕様に係る情報	暗号に関する装備品の機能及び性能に係る情報
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項										
防衛省の政策、事業に関する情報	政策、規則、事業の概要、計画 予算及び調達に係る情報 官側への助言	○ 開発・試験・移行段階においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。										
自衛隊の運用に係る情報	自衛隊の暗号体制・態勢及びその計画や運用に係る情報											
装備品の技術的仕様に係る情報	暗号に関する装備品の機能及び性能に係る情報											